

一般社団法人日本ディープラーニング協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ディープラーニング協会と称し、英文では Japan Deep Learning Association と表記する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、深層学習（以下「ディープラーニング」という）技術の活用によって日本の産業競争力の向上を目指すため、次の事業を行なう。

- (1) ディープラーニング資格制度の創設及び検定試験の実施
- (2) ディープラーニングに関する政策提言
- (3) シンポジウム、研究会、講演会、講習会、講座、セミナー等の企画、開催、運営などの教育・普及・啓蒙活動
- (4) 国内外の関連諸団体等との活動に関する情報交換や連携・協力のための活動
- (5) ディープラーニングに関する調査研究及び情報発信
- (6) ディープラーニング活用に関するガイドラインの策定
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、いずれも一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 正会員 ディープラーニングを利用した事業を行う法人で正会員2名以上の推薦を受けたもの
- (2) 有識者会員 ディープラーニングを研究する個人で正会員2名以上の推薦を受けたもの

(会員の権利)

第6条 各会員の有する権利義務は、本定款の他、理事会の定める会員規程に定める。

(会員の義務)

第7条 会員は次の義務を負う。

- (1) 会員は定款及び総会の議決を守らなければならない
- (2) 正会員は、第9条に定める入会金及び年会費を支払わなければならない
- (3) 有識者会員は、第9条に定める入会金及び年会費を支払う義務を負わない

(会員の資格の取得)

第8条 当法人の会員になろうとするものは、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員は、前項に加え会員規程に基づき入会金及び初年度の会費を支払わなければならない。

(経費等の負担)

第9条 当法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、正会員は、会員になった時及び毎年、当法人に対し入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 既に支払った入会金及び会費は、いかなる場合であっても返還しない。

3 正会員の入会金及び会費に関する必要事項は理事会で定める会員規程による。

(任意退会)

第10条 会員は、会員規程に基づき、理由を付した退会届を当法人に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第9条に定める会費が1年以上未納であるとき(但し、本号の規定は正会員についてのみ適用される)

(2) 死亡もしくは失踪宣告を受け又は解散したとき

(3) 正会員及び有識者会員全員の同意があるとき

(4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(5) 除名

(6) 合併、株式交換もしくは株式移転を行ったとき又は株主が全議決権の3分の1を超えて変動したとき等、支配権に実質的な変動があったとき

(7) 会員資格を継続する意思の有無に関する当法人の問合せに対し継続の意思がないと回答したとき又は1か月以上回答をしなかったとき

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) 定款及び会員規程に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 正会員及び有識者会員を除名する場合は、当該正会員及び有識者会員に対し、除名の決議を行なう総会の7日前までに通知するとともに、同総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条又は第11条の規定により資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に支払った会費その他の拠出金は、これを返却しない。

(構成)

- 第 14 条 総会は、すべての正会員及び有識者会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第 15 条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任及び解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 定款の変更
(5) 解散
(6) その他総会で決議するものとして法令及び定款で定められた事項

(開催)

- 第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に 1 回開催する他、臨時総会を必要に応じて開催する。

(招集)

- 第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集するものとする。
2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3 総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、正会員及び有識者会員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

- 第 18 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

- 第 19 条 総会における議決権は、正会員及び有識者会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

- 第 20 条 総会の決議は、出席した正会員及び有識者会員の議決権の過半数をもって行なう。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び有識者会員の半数以上であって、総正会員及び有識者会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
3 正会員及び有識者会員は、委任状をもって代理人により議決権を行使することができる。ただし、代理人となる者は、議決権を有する当法人の正会員又は有識者会員 1 名に限るものとする。

(議事録)

- 第 21 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上15名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、会長、副理事長及び専務理事を各若干名定めることができる。

4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、必要に応じ副理事長のうち2名以内を代表理事にすることができる。また、前項の会長、副理事長及び専務理事をもって、同法第91条1項2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、会長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、当法人の会計及び理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任の免除又は限定)

第 28 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益）は総会の決議によって定める。

(特別顧問及び顧問)

第 30 条 当法人に 10 名以内の特別顧問及び顧問を置くことができる。

2 特別顧問及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までを最大とし、理事会の決議によって定めるものとする。

4 当法人は、特別顧問及び顧問に対し、その任務を行うために要する費用を理事会の決議により支給することができる。

(特別顧問及び顧問の職務)

第 31 条 特別顧問及び顧問は次の職務を行う。

(1) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

(2) 理事会の求めに応じて、理事会、委員会に出席し、調査・研究事項について評価、検証すること

(3) その他、当法人の活動の目的に資する業務を行うこと

第 5 章 理事会

(構成)

第 32 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会が別途定める規程による。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(招集及び議長)

第 34 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集し、その議長となる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い、他の理事がこれに代わる。

(理事会の招集通知)

第 35 条 理事役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各理事及び各監事に対して発するものとする。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印する。

第 6 章 基金の拠出及び返還

(基金の拠出)

第 39 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 40 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の議決によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 41 条 基金の拠出者は、当法人が解散するときまで、その返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 42 条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第 43 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当の禁止)

第 45 条 当法人は、剰余金の配当を行わない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 48 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、他の公益社団法人又は公益財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人若しくは国又は地方公共団体に帰属させるものとする。

第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第 49 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 30 年 4 月 30 日までとする。

(法令の準拠)

第 50 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

改訂の記録

平成 29 年 1 月 8 日 一部改訂

平成 30 年 7 月 4 日 一部改訂

令和 1 年 7 月 2 日 一部改訂

令和 2 年 7 月 6 日 一部改訂